道路・河川

****

提案・意見

側溝の蓋について

町の行事として年2回（7月、12月）に、側溝掃除を実施しておりますが、高齢化に伴ない、側溝のコンクリート製の蓋を開けるのが困難になり、また空家や貸駐車場も増えて、側溝の掃除をする家が少なくなってきた。

軽量化の強化樹脂製（車が乗っても壊れない）のフタにするとか、密閉式のフタにして掃除をしなくてもよいようなものにできないか検討してほしい。

回答

ご提案していただきました樹脂製の道路用側溝蓋ですが、経済性の面から採用はせず、コンクリート製や鉄製の蓋をかけている現状です。また、維持管理の面からも出来る限り密閉式にはしておりません。

市では、側溝蓋を上げる機械の貸し出しも行っておりますので、側溝清掃の際にはご活用いただきますようお願い申し上げます。

担当課　維持課

まちづくり

****

提案・意見 宇治山田駅の原付車駐輪場について

宇治山田駅の原付駐輪可能な駐輪場が、あまりにもひどいです。
明倫マーケット側の駐輪場が、整備前までは原付も駐輪可能であったが、駐輪してはいけないとのこと。しかし、現在の唯一の原付駐輪可能駐輪場に自転車が多すぎ、駐輪できないことが多い。

明倫マーケット側の駐輪場はガラガラの状態であるため、一部を原付専用にしていただきたい。
また、自転車の持ち主と思われる人からの嫌がらせがなくなると思われる。

学生が多く駐輪していると思われるが、そのほとんどが市外の者であると考えられる。理由は、夜から朝は多数停まっているが、昼間はガラガラだからです。
駐輪場は納税者の税金により運営されていると思われるが、納税者が利用できない駐輪場に払う税金は何のためなのかといつも思います。

以前の駐輪場の再開発について、市議会でも協議されたかに思われますが、２００台以上のスペースがなくなることを想定しての計画に無理があったように考えます。空き地の確保以前に、自転車が止めないなら、原付が利用できるよう明倫マーケット側の近くに原付専用のスペースを作っていただけたらと考えます。

また、原付への嫌がらせが非常に多く困っているのが現状です。
我慢はしていますが、原付のシートにサドルをぶち込むようなおろかなことをする人もいるので我慢もできなくなっています。早々に場所を開放願います。

自転車の者についても注意をしていただくよう願います。私の原付への嫌がらせは、コーヒーなどが入った缶を入れられていたり、ミラーを曲げられるような程度です。もっと酷いのは見てますが、まだ自分はされていません。この話は、同じように原付を止めている者に聞きました。
ほかにもたくさんの者が迷惑をこうむっているように感じます。

自転車も同様に酷いことをされているのを見ますが、もう少し市として現状を確認されたほうがよいように感じます。利用率の低い駐輪場の利用について検討願います。

回答

宇治山田駅及び伊勢市駅周辺の放置自転車対策につきましては、今年7月1日に、「伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例」を施行し、対応しているところでありますが、ご意見のとおり宇治山田駅前第5駐輪場（駅の東）が特に夜間路上にはみ出し、ご迷惑をお掛けしています。
このことに関しては、市内の高校及び大学に対し、自転車の駐輪マナーの指導依頼及び全生徒、学生へのチラシ配布を今後も継続して行ってまいります。

更に、原付車の駐車スペースが少ない点につきましてもご指摘のとおりでございますので、ご意見いただいたとおり、第4駐輪場（観光文化会館西）につきましては、当分の間、原付車も駐車可能とし、駐輪ラックの隙間空間を利用して、駐輪していただくように周知の看板を設置します。
　また、来年度以降で、第5駐輪場を自転車と原付併用の駐輪場として整備出来るよう計画しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当課	交通政策課

まちづくり

****

提案・意見

空き家対策について

伊勢市でも空家が多く見られるようになっています。私の実家もしかりです。亡くなった親の希望も踏まえ、戻ってくることも検討していますが、今のところ目処は立っていません。
月に二回ほどは開けにきたり、庭等の掃除に来たりしていますが、防犯などの面からも、ご近所にご心配やご迷惑をおかけしているのではないかと案じています。
何か有効活用はないものかとお尋ねします。
歴史のある町、これからも多くの人に愛される町であってほしいと願っています。

回答

空き家問題につきましては、全国的な社会問題となっており、その解決に向けて様々な対策が必要であると認識しております。
伊勢市では、昨年度に実態調査を行いましたところ、市内の空き家数は1600件を超えておりました。
その中でも、緊急度が高いものとして判定した空き家につきまして、所有者調査を行い、所有者が判明したところにつきましては、適正な管理をお願いしております。
　ご要望の有効活用に関する制度につきましては、現在、伊勢市にはございませんが、今後、行政がどのように関わっていくのがよいのか、先進事例も研究し、検討していきたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。
貴重なご意見ありがとうございました。

担当課　都市計画課

教育

****

提案・意見

小中学校の２学期制について見直し希望

現在、伊勢市の小中学校は、前期後期の２学期制を導入しています。
しかし、夏休みが終わっても前期は終了せず、生活リズムや学習の仕方が分かりづらく感じます。三重県の学力は全国最下位。
もう一度、３学期制にして、授業や生活リズムにめりはりをつけて、学力向上に努めてほしいと熱望いたします。

回答

伊勢市においては、ご指摘のとおり伊勢市内の全小中学校が２学期制を採用しており、１０月に前期後期の切り替えがあります。学期の途中にある夏休みを、目標を持って過ごすために、各校においては、学級指導や個別懇談会等により、児童生徒や保護者の方が、休み前に課題をしっかり確認する機会を持っています。また、めりはりをつける意味もこめて、夏休み前集会を持って、休み中の生活指導や学習指導を行っております。夏休み後にも集会を持ち、気持ちを切りかえたり、夏休み中の学習も生かしながら、前期終了に向けてまとめをしていくことを確かめたりします。

学力の向上は伊勢市においても重要な課題と捉え取り組んでいるところです。学力向上には授業時数の確保も重要なことの一つですが、２学期制により授業時数が増えて、基礎基本の定着のための繰り返し学習や体験的な学習に取り組んだりする時間が確保されます。そのほか、学期の長さを生かして学習を計画することで子どもたちにゆとりができたり、長期的に見届けることで一人一人についてより的確な評価ができ、きめ細かな指導ができたりします。

今後も各学校では、創意を生かして、子どもたちが意欲的に学ぶ魅力ある学校づくりをめざし、学力向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

担当課　学校教育課

その他

****

提案・意見

政務調査費について

会社を退職して年金だけの生活となり、税の負担が増々重くなってきた。
昨今、各地方自治体で問題となっている議員の政務調査費が、伊勢市ではどのように使われ、領収書等のチェックが適正に行われているのか確認したい。
議員手当があれば政務調査費は不要ではないのか。
全て税金でまかなっていることを議員に再認識させ、一円の無駄使いもないようにしてもらいたい。

回答

議員報酬につきましては、「地方自治法第 203 条」と「伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、議会や委員会への出席など議員活動への対価として地方議員に支給されます。
政務活動費につきましては、「地方自治法第 100 条第 14 項から 16 項」の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されます。

本市では、「伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例」と「伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」の規定に基づき、議員１人につき月額３万円の政務活動費を毎年４月に会派（所属議員が１人の場合を含む。）に対し交付しています。なお、残った金額は市に返還されます。
政務活動費は、会派が行う調査研究、研修の開催や参加、広報活動、広聴活動、住民相談、要請・陳情活動、各種会議への参加、資料作成・購入等、市政の課題や市民の意思を把握し、市政に反映させる活動やその他住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費として使われます。

本市におきましては、研修会参加や先進地視察等の経費、資料作成のための事務費、書籍等の購入費等が主なものとなっています。
また、政務活動費の収支につきましては、すべての支出（1 円以上）について領収書等、支出に関する書類を添付した報告書を議長に提出することと定めており、書類等についてはその都度、議会事務局において確認しています。

なお、政務活動費の平成２５年度収支報告は、平成 26 年９月１日発行の「伊勢市議会だより第 36 号」及び伊勢市議会のホームページに掲載しております。

今後も、「市民に信頼される議会」、「市民に親しまれる議会」、「市民に開かれた議会」を目指して議会運営を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

担当課	議会事務局

その他

****

提案・意見

駐在所について

最近、誘拐、連れ去り等残虐な結末で終っています。
人件費の節約とかで、各町の駐在所が消え去りました。その当時はその様な犯罪も少なかったと思います。その補いとして機動力を活かす車とのことで、白バイ、パトカーなどが配備される様になったが、警察は、巡回せねばなりません。歌にあった犬のおまわりさんは、どこへいってしまったのでしょうか。もう一度駐在所を復活して下さい。

治安のためなら警察官の増員は国民も反対しないでしょう。プライバシーの侵害とかで、警察よりの家庭状況調の聞きとりはありません。犯罪防止、高齢社会には是非必要な事です。
ひと度犯罪が起れば、何百人かの警察官昼夜問わず、何日も係り捜査が行われ、莫大な費用が係っています。

「備えあれば憂い無し」「転ばぬ先の杖」のたとえがあります。
もう一度駐在所の復活を見直したらどうでしょうか。関係機関の働きかけたらどうでしょうか。

回答

子どもや高齢者をねらった犯罪が増加する中、防犯に対するご意見をいただき有難うございます。
さて、駐在所は、顔の見える警察官として地域に親しまれ、地域の安全と平穏を確保し、管内の全ての警察事案に対応しています。駐在所は日勤制で運用され、また、交番は24時間の勤務体制で運用されています。

駐在所が、以前にくらべて減少しているとのご意見でありますが、近年、社会情勢が著しく変化する中、統廃合により日勤制の駐在所を廃止し、24時間の勤務体制の交番に統合されている地域もあります。
駐在所を交番に統合することで、夜間体制が強化され、夜間の犯罪発生の抑制に繋がっています。

駐在所及び交番につきましては、警察が地域性を考慮し配置していただいていると伺っておりますが、貴方からのご意見を伊勢警察署にお伝えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

担当課　危機管理課

その他

****

提案・意見

９月議会の一般質問について　障がい福祉用品・器具等について

先日、市議会一般質問のＺＴＶの録画放送を見ておりました。
その中の一般質問で、入札方法についての算出条件について、議員と執行機関との回答に齟齬（そご）があり、結局議員側が質問をあきらめた場面が放映されていました。

一般質問については、通告制で執行機関も万全の準備を整え責任の持てる的確な答弁を行うようにしているとの回答を８月にいただきました。
ＺＴＶの録画放送をみて感じたのですが、議長は執行側担当の名前を呼び回答を要請し、議員側は質問方法を噛み砕いて、執行側担当に理屈に合う回答を求めている場面がありました。約１５分程度続いたのでは？
議長は出席議員より昼休みとなっているため、急きょ午前中の審議を中断し、午後より審議再開を行う旨発言をしていました。
執行側の答弁が同じ内容の繰り返しで、議員の回答になっていないのに、市長は何もせず椅子に座っていただけでした。あの時は市長が答弁について、議員の見積りに対する計算根拠と執行機関の計算根拠をすり合わせ、後日回答する旨の発言をすべきではないでしょうか？
または、議長が同様の発言を行い、一般質問の案件を後日報告するという発言を行い収拾すべきでなかったのでしょうか？一般質問については通告制で、万全の準備を整え責任を持てる的確な答弁を準備しておくのではなかったでしょうか？

議員の求めていた回答は、何人ではなく見積りの計算根拠を教えてほしい。別見積り物件となぜ計算根拠を変える必要があったかということを説明すればいいのでは？執行機関の長が説明をできないのであれば、後日、担当に確認をして回答するとの答弁でよかったのでは？議長の閉会のあいさつと、次回開催日程の連絡は非常によくわかりました。

また障がい福祉用品・器具等については、日々改良・改善がされ、販売価格についても変わってきています。よって、日常用品及び補装具費（購入・修理）規定・規約についても随時見直し（1～2 年の頻度で）を行うべきでないでしょうか？障がい者は一人ひとり、障がいの程度が異なります。ぜひ、現場実態の確認とそれぞれの対応をお願いしたい。規定・規約にていても、改訂をお願い申し上げます。

回答

一般質問は、市の行政について、議員から執行機関に対して説明を求めたり、疑問を質したりするために行われます。当市議会では、議員１人につき、答弁も含めて 60 分以内の持ち時間で一般質問をすることとしております。執行機関の答弁が十分でない場合は、議員は再質問を行います。再質問も含めて、60 分の範囲内でどのように質問を行うかは、それぞれの議員に任されています。

また、以前にもお答えいたしましたとおり、一般質問は通告制をとっております。通告につきましては、質問の要旨を通告することとしており、執行機関は、通告の内容に応じて答弁の準備を行っています。再質問につきましても、通告した質問の要旨から、はずれないように行われますが、全ての再質問の内容が通告されているものではありませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

日常生活用具給付事業については、生活用具に関する製品情報、福祉・医療関連製品などの情報収集を行うとともに、国の地域生活支援事業の補助基準等を踏まえ、対象者、対象用具、耐用年数等の見直しに努めております。また、日常生活用具給付事業に限らず、他の要綱等につきましても国の制度改正の状況等を踏まえ、随時見直しに努めていますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

担当課　議会事務局　高齢・障がい福祉課

その他

****

提案・意見

市営住宅の家賃算出方法について

市営住宅の入居に関する案内について、給与がある一定の金額を超える場合、給与に応じて家賃も上がるらしいのですが、あるお宅では一定の給与を超えないのですが年間のボーナスが高額らしく生活に支障も無く余裕のある生活ができるようです。
我が家ではボーナスも無いので、私がパートなどをしなくては生活がとても苦しいですが、私がパートなどをしてしまい、一定の給与を超えてしまう場合、家賃も高くされてしまうのでしょうか？
　これでは貧富の差が生まれてしまうため大変不公平で、平等とはいえないと思います。

回答

ご意見いただきました市営住宅の住宅使用料につきましては、法令に基づき、世帯全員の年間所得や世帯状況等から使用料を算定しています。従いまして、ご質問にありますボーナス等につきましても年間所得に含まれておりますので、ボーナスにより所得が高額になれば、それに応じて住宅使用料も高くなることになります。

また、世帯全員の年間所得の合計から住宅使用料を算定しておりますので、パートにより所得が増える場合、住宅使用料が高くなる可能性があります。
なお、住宅使用料算定につきましては、「扶養親族控除」「老人扶養控除」など年間所得からの様々な控除もありますので、入居者の世帯状況等により変動することがございますが、基準に基づき公平に算定しておりますので、ご理解を賜わりますようお願い申し上げます。

担当課

建築住宅課

その他

****

提案・意見

市役所本庁者障がい者の対策について

私は難病のため、手足が痛くて腫れていて思うようにトイレにいけません。和式のトイレに手すりがないのを知りませんでした。つけてもらえたらと思います。

また、難病の人には税金を少なくしてもらいたいですね。

回答

市役所本庁舎におきましては、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成6年)」が平成15年4月1日から2,000m2以上の官公庁施設等に義務化改正施行されたことより、本館については洋式トイレを各階男女それぞれ1か所ずつ設置し、内1階洋式トイレについては手摺りを、地下には多目的トイレ1か所をそれぞれ設置いたしております。
また、東庁舎については1階に多目的トイレを1か所設置して順次改修を進めてきた所でございます。しかしながら、案内が不十分であったためご不便をおかけいたしましたことをお詫びいたします。
今後、案内の仕方等については検討していきますのでご理解お願いいたします。

　また、市税につきましては、地方税法により定められた内容により課税しなければならないものでございまして、税を少なくするような所得控除につきましても、例えば、障がい者の方については、障害者控除等を行うように、それぞれ決められているところでございます。
該当されない方で、一定の所得、資産がある場合につきましては法律のとおり課税しなければならないことをご理解いただきますようお願いいたします。

担当課　管財契約課 課税課